

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年六月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第四十三号

##### 建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十五年広島県規則第百八十七号）の一部を次のように改正する。  
第六条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の規定による」に改め、「し、前項の規定による申請があつたときは、免許証を書き換えて申請者に交付」を削り、同項を同条第二項とし、同条の次に次の一条を加える。

（免許証の書換え交付）

第六条の二 二級建築士又は木造建築士は、前条第一項の規定による届出をする場合において、免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）に記載された事項に変更があつたときは、免許証の書換え交付を申請しなければならない。

2 前項及び法第五条第三項の規定により免許証の書換え交付を申請しようとする者は、免許証明写真を貼付した別記様式第二号の四による免許証書換え交付申請書に免許証又は免許証明書（以下「免許証等」という。）を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項及び法第五条第三項の規定による申請があつた場合においては、免許証を書き換えて申請者に交付する。

第十三条の十四中「第四条、第六条」の下に、「第六条の二」を加え、「同条第二項中「免許証又は」を「、第六条の二の見出し及び同条第三項並びに第九条の見出し及び同条第二項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第六条の二第一項中「免許証又は」に改め、「（以下「免許証」という。）又は」との下に、「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第二項中「法第五条第三項の規定により免許証」とあるのは「法第十条の二十一の規定により読み替えて適用される法第五条第三項の規定により免許証明書」とを加え、「同条第三項、第九条の見出し及び同条第二項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、同条第一項中「別記様式第四号による免許証再交付申請書」を「、第九条第一項中「別記様式第四号による免許証再交付申請書」に改める。

別記様式第一号中「(抄本)」を「(抄本)及び~~別記事項証明書~~」に、「(りりつけ)」を「(りりつけ)に、「ちようけ」を「貼付」に、「~~捺印~~」を「~~捺印~~」に改める。

別記様式第二号の四中「第6条~~関係~~」を「第6条の2~~関係~~」に改める。

「明」 「大」

別記様式第三号中「~~を~~」を「~~を~~」に改める。

「昭」 「平」

附 則

この規則は、平成二十七年六月二十五日から施行する。